

## 摂津市教育委員会会議録

開催日時 令和元年5月20日（月） 午後2時00分開会  
午後4時10分閉会

開催場所 摂津市役所 本館3階 301会議室

### 付議事件

議案番号	件名	審議結果
23	令和元年度摂津市立小中学校結核対策委員会委員の委嘱又は任命の件	承認
24	令和元年度摂津市いじめ問題対策委員会委員の委嘱の件	承認
25	令和元年度摂津市立小中学校教科用図書選定委員会調査員の任命の件	承認
26	令和元年度一般会計補正予算第1号原案承認の件	承認
27	摂津市立小中学校結核対策委員会への諮問の件	承認

### 報告事項

件名
事業実施に伴う後援等名義の使用許可について
平成30年度の問題行動等まとめ、令和元年度4月までの問題行動等報告について
令和元年度4月までの問題行動等報告具体的事案について
摂津市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について
摂津市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について
各課事業日程報告について

出席者

<p>教 育 長 教育長職務代理者 委 員 委 員 委 員</p>	<p>箸尾谷知也 福元 実 大矢優子 山手知榮子 西川俊孝</p>	<p>教育次長兼教育総務部長 教育総務部参事 教育政策課長 学校教育課長 学校教育課参事 教育支援課長 兼教育センター所長 教育政策課長代理 学校教育課長代理 教育支援課長代理 教育政策課主幹兼総務係長 生涯学習課主幹 兼生涯学習まちづくり係長 教育政策課係員</p>	<p>北野人士 野本憲宏 松田紀子 河平浩一 山根隆寛 大崎貴子 坂本真輔 井上良太 藤山 京 岡田哲也 小堀裕二 窪 秀昭</p>	<p>次世代育成部長 次世代育成部参事 兼子育て支援課長 家庭児童相談課長 こども教育課長 子育て支援課長代理 こども教育課長代理</p>	<p>小林寿弘 石原幸一郎 木下伸記 浅田明典 湯原正治 松木 愛</p>
---	---	--	--	---	---

教育長

ただいまから、令和元年第5回教育委員会定例会を開催いたします。本日の署名委員は山手委員です。よろしくお願いいたします。

本日は付議事件が5件、報告事項が6件ございます。

まず、本日の議事進行について各委員にお諮りします。

議案第25号につきましては、教科用図書採択における公正確保のため、議案第27号、報告事項(3)につきましては、個人が特定される恐れがあるため、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第14条第7項の規定によりまして、秘密会として行いたく存じます。

従いまして、議案第23号から審議し、秘密会以外の案件を除き、すべてを終えた後に、暫時休憩を取ります。引き続いて秘密会を宣言し、報告事項(3)、議案第25号、27号に進みますが、これらについて関係部課長の出席を求め、再開をしたいと思います。皆様ご異議ございませんでしょうか。

全委員

異議なし。

教育長

異議なしとのことですので、本日の議事進行につきましては、ご説明したとおり進行いたします。

それでは、議案第23号、「令和元年度摂津市立小中学校結核対策委員会委員の委嘱又は任命の件」について、教育政策課から説明をお願いします。

教育政策課長

【以下、議案書等により説明】

教育長

説明が終わりましたが、何かご意見・ご質問等はございますか。

それでは特にございませんので、議案第23号、「令和元年度摂津市立小中学校結核対策委員会委員の委嘱又は任命の件」については承認いたします。

では、続きまして、議案第24号、「令和元年度摂津市いじめ問題対策委員会委員の委嘱の件」につきまして、学校教育課より説明をお願いします。

学校教育課長

議案第24号、「令和元年度摂津市いじめ問題対策委員会委員の委嘱の件」について、ご説明申し上げ承認を求めるものです。

【以下、議案書等により説明】

教育長 説明が終わりましたが、何かご意見・ご質問等がございますか。

大矢委員 昨年度からの再任ということですが、昨年度に、いじめ問題対策委員会として何か成果がありましたか。

学校教育課長 昨年度は、定例会を2回開催しまして、第1回は本市の傾向や、その前年度の様子を報告し、第2回は校内でいじめ対策委員会を開催するための流れについて検討しました。具体的な事案等の検討は特にありませんでした。成果としては、校内いじめ対策委員会の開催について整えていくことに繋がったことになると思います。

教育長 他に何かご意見・ご質問等がございますか。それでは特にございませんので、議案第24号、「令和元年度摂津市いじめ問題対策委員会委員の委嘱の件」については承認いたします。

では、続きまして、議案第26号、「令和元年度一般会計補正予算第1号原案承認の件」につきまして、こども教育課より説明をお願いします。

こども教育課長 議案第26号、「令和元年度一般会計補正予算第1号原案承認の件」について、ご説明申し上げ承認を求めるものです。

【以下、議案書等により説明】

教育長 説明が終わりましたが、何かご意見・ご質問等がございますか。それでは特にございませんので、議案第26号、「令和元年度一般会計補正予算第1号原案承認の件」については承認いたします。

では、次に移ります。報告事項(1)事業実施に伴う後援等名義の使用許可について、教育政策課より説明をお願いします。

教育政策課長 [事業実施に伴う後援等名義の使用許可について説明]

説明が終わりましたが、何かご意見・ご質問等がございますか。

山手委員 継続の「KUN-EI KIDS 英会話」について、どれくらい摂津市の子どもたちが参加したのか、人数はわかりますか。

教育政策課長 平成30年度の実績として、市内168名の方が参加されたとの報告をいただいています。

山手委員 168名の参加とはたくさんですね。これには上限はないのですか。

教育政策課長 上限は1回につき約50名です。昨年度の全体の延べ参加人数は437名で、その前年度は264名でしたので、かなり増加しています。

山手委員 摂津市の子どもたちもたくさん参加したということでよかったです。

教育長 他に何かご意見・ご質問等はございますか。それでは特にございませんので、次に進みます。(2)平成30年度の問題行動等まとめ、令和元年度4月までの問題行動等報告について、学校教育課より説明をお願いします。

学校教育課長 [平成30年度の問題行動等まとめ、令和元年度4月までの問題行動等報告について説明]

教育長 説明が終わりましたが、何かご意見・ご質問等はございますか。

西川委員 この資料を、例えば、学校の全ての先生方に渡す、あるいは校長指導連絡会のようなものや、研修等で扱うなど、何か活用する方法について、教えていただきたいと思います。

学校教育課長 担当者会がありますので、この資料を研修の一部として活用し、学校の組織的対応に資するものになりたいと考えています。また、それだけに止まらずに、市の傾向などの周知に活用し、危機感を共有して、対応していきたいと考えています。

大矢委員

24ページのいじめの認知件数ですが、中学校が非常に減っていることについて、平成30年度は小学校が44件、中学校が13件でした。人数で見ると、半分であれば、割合が同じということになるのですが、3分の1になっていますので、年齢が上がるにつれて人間関係が好ましくなっている印象です。お互いにいろんな人がいることが分かってきて、いじめが減っているのかとも思いました。

今月のいじめの件数ですが、数が多いのは、やはり特性の理解が乏しいということが出たということですので、その辺はどうでしょうか。その学校だけに問題があるのか、また、全体的に中学校で減っているのは、特性への理解が進んでいるということでしょうか。

学校教育課長

小学生は、まだ子どもの障害、特性への理解が弱いように感じます。配慮がなく、傷つく言葉等を平気で発することもあり、まだまだ配慮ができていない部分が多いと思います。中学校でも、まだまだ生徒間で配慮がちゃんとできているわけではありません。そのため、例えば、支援学級に在籍したり、通級指導教室に関わっている配慮を要する子どもに関する内容も報告として上がっています。

大矢委員

中学生の方が、人間的に成長しているから減っていると捉えていいのでしょうか。

学校教育課長

その点については、小学校に比べて中学校ではそのように理解できていると受け止めています。

大矢委員

非常に好ましいことです。やはり教育が上手くいっているということになると思います。

山手委員

不登校はなかなか減りにくくて、学校を居心地よくするとか、学校や授業が分かり易くするとか、学校も努力されていると思いますが、子どもたちや学校だけでは、上手く解決できないことが、とても多いと思います。

例えば、家庭にたくさん問題のある子どもについて、経済的なことも含めて、先生方が行政にこういうサポートがあったら、上手く

いくのではないかと日頃から思っていることを、何か見聞きされたことありますか。

ご家庭のお母さんが何か問題があつて、子どもを登校させられないという時に、学校の先生だけではがんばろうと思つてもできないことがあつた場合に、もう少し連携できることは、何か考えられないのでしょうか。問題があまりにも大き過ぎるので、私もどういふ連携があるか分からないですが、なかなかいい結果が出なくて、先生方も苦勞されていますので、連携することが何かのきっかけにはならないのでしょうか。

これは、不登校、いじめも含めてですが、特に不登校では、そういうものが多いのではないかと思います、いかがでしょうか。

学校教育課長

問題行動やいじめ、不登校に関して、個票を確認すると、子どもの不安から生じるものもありました。もちろん、教室での人間関係もありますが、家庭内の不和等が不登校に関係しているというデータもありました。そういう意味では、学校だけで解決は難しいですが、保護者の不安や家庭生活の問題を改善することに、何か支援ができれば、不登校や問題行動の解決にも繋がっていくと感じています。

山手委員

例えば、学童に行っている子どもについては、学校で見せる様子と学童で見せる様子は違うと思います。一番身近な学童の先生方と上手く連携ができれば、子どもたちに何か変化があるのではないかと思います、いかがでしょうか。

何かすごく大きな問題が起こったら、学童の先生に聞かれることがあるかも知れないですが、みんな学童に行っているわけではありませんで、そうではないところもありますが、いかがでしょうか。

学校教育課長

教頭での経験を含めて話をさせてもらつと、学童との連携はしており、学校の生活の中で気になる子どもは、学童でも分かっていたり、目立っていたりしますので、そういった行動があると、担任と学童の指導員が連携し、家庭へのアプローチについて、協議したり、情報交換をしたりしています。それで十分できているのかというところ、まだ、改善の余地はあります。今後も、学校に働きかけて、連携して対応するように、伝えていきたいと思つています。

山手委員

私も、これという方法が思いつきませんので、具体的に言えないのですが、いつも、行政の他の部署との協働という点で、何か他の方法がないかと思っていますので、よろしくをお願いします。

教育長職務代理者

不登校の継続と新規について、中学校の話をする、前年度に比較してその翌年度は、継続が半数近くに減っています。おそらく、先生方はすごく努力されて、個別に対処し、登校を促して、継続は半減していています。

しかし、新規がそれと同じぐらい出てきて、前年度とあまり変わらなくなるという結果になっています。個別の対処はよくされていて改善はされていますが、不登校に対する学校全体としての取り組み、組織的な考え方や、子どもに対する取り組みが、ちょっとできていないのではないのでしょうか。そこができれば、このように新規は出てこないと思います。そのあたりは、どうお考えでしょうか。

学校教育課長

学校として、組織的な取り組みができているかどうかについてですが、例えば、今までの取り組みの狙いをはっきりさせて行うという、魅力ある学校づくりの取り組みがあります。それを昨年度初めて行い、少しは評価指標として、子どものアンケートを子どもの声として聞いて取り組むというやり方は、できてきているのではないかと思います。果たして、それが組織的な取り組みとして充実しているかという、まだまだ弱いと捉えております。

学校の中でも、このような不登校の数は、公開していますが、学校でそれを自分事としてしっかりと課題意識を持って、まとまってやっていくことが各学校で考えられているかどうかは、まだまだできてないところがあると捉えています。その部分については、担当者に対して求めていきたいと思っています。

教育長職務代理者

新規の不登校で、この子はもしかして不登校になるのではないかと、不登校予備軍と言えるものに着目しておかないと、30日以上的人数に上がってきってしまうのではないかとと思っています。

だから、例えば10日なり15日なり休んだ子は、次年度に不登校で上がってくる子どもになるのではないかと注意すると、随分変わってくるのではないかと、思います。そのあたり、学校でどうされ



ているのかと思いますので、是非ともその予備軍になるかも知れない子どもを、どう学校として見つけて指導するかを、学校に言っていただいたらと思いますので、よろしくをお願いします。

西川委員

調査研究事業の一年目の学校でそれを広げて行きたいという説明があったと思いますが、調査研究の学校の新規の不登校の表れ方について、個別の学校で見えていくと、この割合もちょっと変わっているのではないかと思います。

調査研究をしている学校の新規の表れ方と、そうではない学校の新規の表れ方を比較すると、どうなのでしょう。新規になる前に対するアプローチはどのなのでしょう。

教育長

調査研究校のうち、モデル校の第五中学校では、昨年度の新規の不登校者数というのは、他校に比べて低かったと思います。

西川委員

おそらく、新規になる前にどうキャッチして、どうアプローチしていくのが、教育長職務代理者が言われたところに繋がっていくと思います。だから、その数字を知りたかったのですが、そういう結果であれば、それはかなり効果があると思いました。

教育長

調査研究校には加配教員が配属されています。教育長職務代理者がおっしゃったように、休み始めた子どもについて、朝の迎えのように手厚く対応して、年間30日以上欠席で、不登校としてカウントされますので、30日にならないよう取り組みを進めています。調査研究校以外の4校については、新規の不登校が増えていきますので、全体として、あまり減っていないと思います。

調査研究校ではそういう取り組み以外に、委員の皆さんもご存知のように、学校が子どもたちにとって、居心地のいい場所となるような居場所作りに取り組んだり、あるいは子どもたちに自信を持たせるような取り組みをしていますので、一定数の成果は上がっていると思います。

不登校になる要因やきっかけは様々ですので、先程、山手委員がおっしゃったように、教員だけの考え方で判断するのではなく、いろんな立場から判断して、学校というチームで対応し、スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラー等の専門家の方々にも

入っていただいて、一つ一つのケースについて分析をしていただきたいと思います。

学校教育課長

昨年度の学校別不登校者数を見ても、学校で大きく差があります。効果を上げている学校で何をしているのか、課題が大きい学校はどのような状況になっているのか、個別に状況を把握しながら、良い成果をあげているものは広げていけるように、分析していきたいと思っています。

教育長

先程のいじめについて、この数字だけを見ますと中学校の認知件数は減少しています。ただ、実際のいじめの件数が減少しているのかは、注意して見ていかななくてはならないと思います。認知件数がこれだけ減少しているのは、一定、学校の取り組みが成果を出してくれているからだと思います。

いじめはどこでも起こりうるもので、大人の社会でも、根絶できていないと思いますので、そういう意味ではしっかりと子どもたちに、指導していかなくてはいけないと思います。

他に何かご意見・ご質問等はございますか。それでは特にございませんので、次に進みます。(4) 摂津市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について、子育て支援課より説明をお願いします。

次世代育成部参事

[摂津市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について説明]

教育長

説明が終わりましたが、何かご意見・ご質問等はございますか。

大矢委員

研修が、手軽に行えるようになったということでしょうか。

次世代育成部参事

研修内容に変更はありませんが、令和2年から、保育を行う場合には、最低一人はこの資格を持っている者を配置しないといけなくなりますので、その人数の充足のためとも考えられます。都道府県だけではその人数を配置するために、充足するのが難しいですので、それを指定都市に広げることによって、研修をたくさんの方に受けていただくことができるということが改正の趣旨だと思いま

す。

大矢委員

指定都市に、摂津市は入りますか。

次世代育成部参事

指定都市は、大阪府では、大阪市と堺市のみになっており、そこから実施する研修にも摂津市は参加できます。

教育長

この指定都市っていうのは、政令指定都市と同じですか。

次世代育成部参事

一般的には政令指定都市と言われていますが、地方自治法では、指定都市が正式名称になっています。

教育長

あまり摂津市には関係のない改正ということになるのですか。

次世代育成部参事

ここで改正をしないと、都道府県知事が行った研修を受けた人しか、支援員になれず、堺市、大阪市で研修を受けた者は、摂津市の支援員になれませんので、改正は必要だと考えています。

大矢委員

窓口が広がっているということですね。

教育長

そしたら、政令指定都市の研修を、摂津市の人が受けられるということではないのですね。

次世代育成部参事

摂津市の方も、受けられるということです。

教育長

他に何かご意見・ご質問等がございますか。それでは特にございませんので、次に進みます。(5) 摂津市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について、こども教育課より説明をお願いします。

こども教育課長

[摂津市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について説明]

教育長

説明が終わりましたが、何かご意見・ご質問等がございますか。

大矢委員	0歳から2歳までの家庭的保育事業が、卒園後、0歳から2歳までが終わった時に、どこかと連携しなければいけないと決められていました。しかし、それが困難な時は、連携施設がなくても良いですが、その連携施設は、本来なら認可型であるべきところを、認可外の企業主導型保育事業や、地方自治体が運営費支援を行っている認可外の保育施設でも良いということになったということですね。
こども教育課長	今までは、連携施設は認可の保育所、認定こども園、もしくは幼稚園ということが定められています。現状では、連携施設の設定が困難ということもありまして、今回の改正で、認可外の企業主導型保育事業、もしくは、地方自治体が運営費支援を行っている認可外保育施設も連携施設として対象に加えるというものです。
大矢委員	全く不要ということではなくて、認可外でも良いという話ですね。
西川委員	連携施設の確保が著しく困難であって、必要な支援を行うことができる市町村が認める時は、5年間確保しないでもいいということですが、その必要な支援を行うことができる市町村が認めるということは、市町村が何を必要な支援と認めるのかということと、それから支援というのは、誰が誰に対する支援で、具体的にどういうことを支援と言っているのかと分からなかったら、市町村が何を認めていいのかも分かりませんので、その辺を詳しく聞かせてほしいです。
こども教育課長	まず、連携施設が行うべき、必要な支援というものが3つあります。1つ目は、集団保育を体験させるための機会の設定、2つ目が代替保育の提供、3つ目が卒園児の行き先です。この3つが、必要な支援ということになります。これらについて、特定の誰がというわけではなく、そういった支援を行うことができる状態であると市が認める場合ということになります。
西川委員	例えば、今年は確保しなくても良いと認めたとすれば、状況によって、その時は良くて、集団保育で連携しているので、良いとしていたところが何かの事情で、それができなくなるかもしれないと

ということがあると考えられます。これは一回認めたら、5年間ずっと、見直さずにいくのか、それとも年に何回か、見直す機会があるのか、その辺はどうなのでしょう。

こども教育課長 現在、本市では家庭的保育事業の中で、小規模保育事業を4つ整備しています。この4施設につきましては、隔年で、施設の指導監査を実施しています。その時に状況等を確認しています。

西川委員 監査等で状況確認をして、その時点でもしできていなかったら、取り消しということもあるのですか。

こども教育課長 現状、乳幼児も入園していますので、すぐに取り消すことは、影響が大きいと思います。我々としましては、必要な支援が設定できるように、支援していきますし、事業者にも連携協力者を探すようお願いしていきます。

山手委員 具体的に0歳から2歳の家庭保育事業を卒園した子どもたちに、3歳から通園するところを確保しているのですか。その受け皿のない状態で、実際、子どもたちが卒園した時には、どのように探さないといけないのでしょうか。

こども教育課長 この小規模保育事業を卒園された際には、新たに入所の申し込みをしていただく必要があります。我々も、卒園後の行き先については、入所調整の中で、加点しており、現状はどこかの保育所、認定こども園、幼稚園に入園して進んでいただいています。

山手委員 分かりました。今はうまく、調整ができていますということですね。

教育長 他に何かご意見・ご質問等はございますか。それでは特にございませんので、次に進みます。(6)各課事業日程報告について、教育政策課より説明をお願いします。

教育政策課長 [各課事業日程報告について説明]

教育長 説明が終わりましたが、何かご意見・ご質問等はございますか。

それでは特にございませので、秘密会以外の審議につきましてはすべて終了いたしました。会議の始めにお諮りしましたとおり、ここで暫時休憩をとり、秘密会として再開いたします。関係者以外の方はこれで終了です。ご苦勞様でした。

では、暫時休憩します。

《暫時休憩》

教育長

それでは秘密会として再開します。

報告事項（3）「令和元年度4月までの問題行動等報告具体的事案について」、学校教育課より説明をお願いします。

【以下、秘密会のため削除】

教育長

これにて秘密会を解きます。

では、本日の案件は全て終了いたしました。

これをもちまして、本日の定例教育委員会議を終了いたします。ご苦勞様でした。